

食安輸発0324第3号
平成22年3月24日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

韓国産ミニトマトの取扱いについて

標記については、平成21年3月30日付け事務連絡により、別表8に掲げる輸出者から輸出されたものであって、かつ韓国政府が発行した残留農薬に係る証明書が添付されたものについては、E P Nに係る検査命令を免除しているところです。

今般、韓国政府より、ミニトマトに係る検査命令免除業者リストの変更について連絡があったことから、同事務連絡の別添1の2の別表8を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

なお、平成22年3月4日付け食安輸発0304第1号については、本通知をもって廃止します。